

平成29年度事業計画

林業・木材製造業労働災害防止協会

平成29年度事業計画

平成29年度における林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「当協会」という。）の事業計画を次のとおり定める。

第1 当協会を取り巻く状況について

1 林材業を巡る現状

平成29年度の我が国経済は、経済対策など各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれている。（「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成28年12月20日閣議了解））

また、林材業においては、我が国の森林資源が本格的な利用期を迎える中で、国では「日本再興戦略2016」に基づく「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成28年11月29日改訂）及び森林・林業施策の基本方針を定める「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）を策定し、豊富な森林資源の循環的利用、新たな木材需要の創出及び国産材の安定的・効率的供給体制の構築などにより、林業の成長産業化を実現するための施策を一層進めていくこととしている。

こうした中で、木材の国内生産量の増加等に伴う若年の新規雇用労働者や他業種からの未熟練労働者の参入による労働災害発生リスクの増大が懸念されることから、平成29年度が最終年度となる、国の「第12次労働災害防止計画」（以下「12次防」という。）及び当協会が策定した「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」（以下「災防計画」という。）の目標達成のために、安全衛生教育を始めとするさらなる労働安全衛生関係法令の遵守及び林業、木材製造業における労働災害防止対策の効果的な取組みが必要である。

2 労働災害を巡る現状

平成28年における労働災害発生状況をみると、「全産業」では、休業4日以上死傷災害は117,910人で前年と比べ1,599人増加（対前年比1.4%増）、死亡者数は928人で

前年と比べ44人減少（対前年比4.5%減）となっており、死傷災害は前年より増加しているが、死亡災害は減少している。

林材業における平成28年の休業4日以上死傷災害は、「林業」では前年と比べ58人減の1,561人（対前年比3.6%減）、「木材製造業」では27人減の1,206人（対前年比2.2%減）となっており、林業、木材製造業ともに前年より減少している。

一方、死亡災害は、「林業」では前年より3人増の41人（対前年比7.9%増）、「木材製造業」は前年より2人増の9人（対前年比28.6%増）となっており、林業、木材製造業ともに前年の減少から再び増加に転じている。

（注）労働災害発生状況

- 1 厚生労働省による確定値で、増減は前年確定値との比較である。
- 2 死亡災害発生状況は死亡災害報告によるもの、死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上死傷災害）は労働者死傷病報告によるものである。

また、「林業」の労働災害発生率を死傷年千人率（平成27年値）で見ると、「全産業」の12.3倍、「木材製造業」の労働災害の死傷年千人率（同）は「製造業」の4.0倍、「全産業」の5.1倍となるなど、他産業に比べて著しく高い状況が続いている。

上記のとおり、平成28年における林材業の労働災害発生数は、「防災計画」の目標としている「平成29年において死亡者の数が36人（林業31人、木材製造業5人）を下回ること」の達成には未だ至っていないことから、過去4年間に発生した死亡災害等の検証結果などを踏まえ、林業、木材製造業における労働災害防止対策の一層の強化を図ることが必要である。

3 当協会を巡る現状

当協会は、「労働災害防止団体法」（以下「団体法」という。）により設立された特別民間法人であり、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づき適正な事業運営を行う必要がある。

また、当協会では、これまでに労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書（平成23年11月21日）、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」（平成24年1月23日）、さらに「林材業労災防止協会の在り

方に関する検討委員会作業部会報告書」(平成26年12月3日)において報告された内容を踏まえつつ、平成27年度に定款の変更、平成28年度には組織規程等関係規程の整備など協会の組織、運営等の見直しを行い、業務運営の改善に向けて、着実かつ継続的な取組みを進めているところである。

なお、平成29年度からは、財務・会計システムの構築を図るため、会計規程の一部改正を行うこととしている。

第2 平成29年度の事業運営にあたっての基本的考え方について

平成29年度の事業運営にあたっては、「第1 当協会を取り巻く状況について」を踏まえ、「12次防」及び「災防計画」の最終年度として、同計画の目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に取り組むこととする。

特に、労働災害防止対策事業では、その実効性を高めるため、国の施策を踏まえた次の4つの事業を中心として取り組むこととする。

1 業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業

安全管理士及び林材業労災防止専門調査員(以下「安全管理士等」という。)の専門家を活用し、企業・業界団体等に対し労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行うとともに、企業・業界団体傘下の事業場への集団指導、個別指導の実施等により、林業及び木材製造業の業界全体の安全衛生水準の向上を図る。

2 林材業における労働災害再発防止対策事業

「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」(平成26年4月)に基づき、各種労働災害防止対策を、本部・支部及び関係行政機関が緊密に連携して実施すると同時に、重篤な労働災害が発生した小規模事業場を対象に、安全管理士等による年間を通じた集中個別指導を実施する。

3 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

平成27年度から実施している林業向けの実践的リスクアセスメント及び平成28年度に実施した木材製造業向けの実践的リスクアセスメントに係る、各々の集団指導会を引き続き開催する。また、受講の難しい事業主、安全管理担当者又は労働者の集団指導会への参加を促すため、木材製造業の事業場に出張して行う出前(集団)指導会を新たに

導入し、リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図ることとする。

4 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

林業では未だに振動障害に認定される労働者が後を絶たない状況にあるため、チェーンソー取扱労働者の適切な作業管理を図るとともに、定期健康診断や特殊健康診断に基づく適切な健康管理を実施することが重要である。

このためチェーンソー取扱事業場とその労働者及び特殊健康診断の実施状況等を的確に把握するとともに、労働基準行政機関と連携し、当該事業場等に対する特殊健康診断の周知、受診勧奨及び指導並びに林業巡回特殊健康診断を実施し、チェーンソー取扱労働者における振動障害の予防と早期発見を図ることとする。

以上4つの事業について成果目標を定め、「12次防」及び「災防計画」の最終年度としての具体的な取組みを着実に実行するとともに、労働災害の発生状況を速やかに把握・分析し、会員等の労働災害防止に資する効果的な対策を的確に実施する。

また、これらに加え、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育の計画的な実施及び教育水準の斉一性確保を目的とした講師養成研修並びに近年の木材製造業における業種の多様化や木材加工技術の高度化等に伴う労働災害防止規程の変更及び会員事業場への周知、徹底など、林材業の安全衛生対策に関する各種措置について関係機関等と緊密に連携した積極的な展開を図ることにより、協会の目的・使命である労働災害防止に向けた活動を一層推進していくこととする。

上記の基本的な考え方を踏まえ、平成29年度に当協会が取り組む諸事業を「第3 具体的な事業活動」に記載する。

第3 具体的な事業活動

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
（1）業界全体の安全衛生活動底上げにかかるとする事業	<p>林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると 26.18 2.90（同）と比べ非常に高く、年千人率で見ても全産業の 2.2 同様に高い。労働災害の重さの程度を強度率で見ると 3.97 と比べ非常に重い状態である。また、木材製造業は、強度率（同）を下回っているが、度数率を見ると 5.37（同）と製造年千人率を見ても 11.2（同）と製造業の 2.9（同）と比べ非ら、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動である。加えて、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多が整備されていないことから、集中指導を行うことが求めらこうした状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活用し労働災害防止に関する技術的な指導を行うとともに、企業・業する指導を行うことを目的とする。</p> <p>ア 企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援 ・安全管理士等が企業・業界団体等に対する技術指導を</p> <p>イ 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導（年間） （ア）安全管理士等による集団指導の実施 （イ）安全管理士等による現場安全パトロールの実施 （ウ）安全衛生教育支援 （エ）リスクアセスメントの定着に向けたフォローアッ</p> <p>ウ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対す及び個別指導による安全衛生水準の向上 （ア）集団指導の実施 （イ）労働災害発生事業場への現場安全パトロール等に （ウ）リスクアセスメントの定着に向けたフォローアッ</p> <p>エ 林材業労災防止専門調査員（以下「専門調査員」とい動支援事業 ・労働災害発生状況の把握と分析</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全衛生活 イ 企業傘下の事業場に対する指導（1 企業・業界団体当 ウ 集団指導（150 回以上） エ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場別指導の実施（330 回以上）</p>

	支部実施事項
<p>(平成 27 年) と全産業の (同) に対し 27.0 (同) と (同) と全産業の 0.17 (同) は 0.14 (同) と製造業の 0.20 業の 2.45 (同) と比べ高く、常に高い状態であることかの底上げを図ることが必要数を占め、安全衛生管理体制れている。</p> <p>業・業界団体等に対して、労界団体等傘下の事業場に対して</p> <p>実施</p> <p>プのための指導・助言 る安全パトロール、集団指導</p> <p>よる個別指導 プのための指導・助言 う。) による労働災害防止活</p> <p>動の技術支援 (2 企業・団体) たり 10 事業場以上)</p> <p>安全パトロール等による個</p>	<p>支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携の上実施するものとする。</p> <p>ア 安全管理士等を活用した業界全体の技術指導に係る協力</p> <p>イ 安全管理士等を活用した事業場の安全パトロール、集団指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場に対する集団指導、個別指導について連携して実施する。

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
	オ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ (150回以上)
(2) 林材業における労働災害再発防止対策事業	<p>「防災計画」は平成29年度が最終年度であることから、ある「平成29年において、36人（林業31人、木材製造の達成を目指す。</p> <p>このため、平成26年度から労働災害再発防止対策として労働災害多発警報」の発令に当たり、安全管理士等による当み、また、安全管理士及び専門調査員の活用による、重篤な模事業場に対する年間を通した集中指導により、一層実効性を実施することを目的とする。</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災 (ア) 緊急集団指導の実施 (イ) 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現る個別指導 (ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ (エ) その他、林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に 対策の実施</p> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中 (ア) 集中指導マニュアル書の作成 (イ) チェックリストの作成 (ウ) 林業・木材製造業事業場に対する教育教材の提供 (エ) 集中指導を行った事業者に対するアンケート調査 (オ) リスクアセスメント定着に向けたフォローアップ</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導 イ 集団指導 (24回以上) ウ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安別指導の実施 (24回以上) エ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ</p>

	支部実施事項
<p>死亡労働災害の目標値で業5人)を下回ること。」</p> <p>実施してきた「林材業死亡該支部との連携した取組労働災害を発生した小規のある労働災害防止対策</p> <p>害防止対策の実施</p> <p>場安全パトロール等によ</p> <p>プのための指導・助言に基づく労働災害再発防止</p> <p>個別指導</p> <p>の実施</p> <p>のための助言・指導</p> <p>(12事業場以上)</p> <p>全パトロール等による個</p> <p>(12回以上)</p>	<p>林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策について、関係行政機関及び本部と連携して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導及び個別指導を実施する。

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
<p>(3) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</p>	<p>近年の林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死傷で、他の産業に比べ突出して高くなっている。</p> <p>このため、平成27年度から林業向けの実践的リスクアセス指導会を開始し、また、平成28年度からは木材製造業向けのト手法に関する集団指導会を開始した。各事業場において、コント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、事業主、安を対象に集団指導会を実施する。</p> <p>平成28年度では、木材製造業向け実践的リスクアセスメンの参加者数が少ない状況にあったが、これは、事業場の代表者製造ラインを止めることができないとの理由から、1人の参加なのである。さらに、近年の木材加工工場においては、一人作業いることも要因となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、多くの労働者が集団指導を受講を図るために、木材製造業であって10名以上参加できる場合行う出前（集団）指導会を新たに導入する。</p> <p>なお、安全管理士等は、支部が行う集団指導会等について指</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>47都道府県支部において、集団指導会を開催する。</p> <p>(ア) 集団指導会受講対象者</p> <p>林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者</p> <p>(イ) 集団指導会のカリキュラム等</p> <p>カリキュラムは、1日間（4時間程度）として、以</p> <p>a 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント</p> <p>b 災害事例の紹介</p> <p>イ 出前（集団）指導会の開催</p> <p>47都道府県支部において、出前（集団）指導会を開催</p> <p>(ア) 出前（集団）指導会受講対象者</p> <p>木材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者</p> <p>(イ) 出前（集団）指導会のカリキュラム等</p> <p>カリキュラムは、1日間（3時間程度）として、以</p> <p>a 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント</p> <p>b 災害事例の紹介</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するた（受講者数 1,000名以上）</p> <p>イ 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するた</p>

	支部実施事項
<p>年千人率、強度率において</p> <p>メント手法に関する集団実践的リスクアセスメントの実践的リスクアセスメント全管理担当者及び労働者</p> <p>ト導入に係る集団指導会又は安全管理担当者等が、に止まったことによるも(単独作業)が多くなって</p> <p>し、各事業場において定着は、当該事業場に出張して</p> <p>導・援助を行う。</p> <p>下の内容を軸に実施する。手法の定着</p> <p>する。</p> <p>下の内容を軸に実施する。手法の定着</p> <p>めの集団指導会の実施</p> <p>めの出前(集団)指導会の</p>	<p>集団指導会及び出前(集団)指導会について、47都道府県支部において、会員等に対し勧奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。</p> <p>ア 出席者数について 集団指導会は1回20名以上を目標とし、出前(集団)指導会を実施する場合は1回10名以上とする。</p> <p>イ 受講対象者について</p> <p> a 集団指導会 林業及び木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者</p> <p> b 出前(集団)指導会 木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者</p> <p>ウ 実施方法 集団指導会実施要領に基づき実施する。</p>

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
	実施（出前回数1支部2箇所以上、受講者数 1,000 ウ 林業の実践的リスクアセスメントを導入するための集 数 1,000名以上）

支部実施事項	
名以上) 団指導会の実施 (受講者	

2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
（１）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業	<p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 チェーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握し、 て受診勧奨を行う。</p> <p>（ア）チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 （イ）チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握 （ウ）（ア）及び（イ）の調査結果に基づき、特殊健診未受 におけるチェーンソー取扱事業場及び労働者への受</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業 支部と連携の上、チェーンソーを取り扱う労働者を対 康診断実施に対する指導及び健診受診者への一部助成を</p> <p>ウ 労働基準行政機関との連携による周知・勧奨 労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健康診 診勧奨等を進めるよう支部を指導する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 （ア）チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 （イ）チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握 （ウ）事業者に対する特殊健診実施の勧奨・指導 （約3,300事業場） （エ）チェーンソー取扱労働者に対する特殊健診受診の</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業 （ア）健診助成対象者数 18,000人 （イ）1年間特殊健診未実施者のいる事業場の未受診率 特殊健診未受診労働者の未受診率が10%以内を目</p>

	支部実施事項
<p>特殊健診未受診者に対し</p> <p>握</p> <p>診労働者を把握した場合</p> <p>診勧奨・指導</p> <p>象として、林業巡回特殊健</p> <p>断について周知を行い、受</p> <p>握</p> <p>勧奨・指導</p> <p>が50%以内及び3年間</p> <p>標とする。</p>	<p>ア 林業チェーンソー取扱労働者の振動障害特殊健診に関し、チェーンソー取扱事業場及びその労働者を個々に把握するとともに、各支部職員、支部長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧奨指導員及び林業チェーンソー取扱労働者調査員により、未受診労働者を雇用する事業場及び未受診労働者に対し、電話照会、文書照会及び訪問調査等で受診指導、勧奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>イ 特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告するとともに、公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとするチェーンソー取扱事業場にあまねく周知し、特殊健診を実施する。</p> <p>また、健診結果に基づく適正な健康管理並びに振動障害の防止について、事業主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険制度の周知を図る。</p> <p>ウ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び未受診事業場への受診勧奨を進める。</p> <p>【業務目標】 特殊健診実施期間 平成29年10月～12月</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
（１）安全衛生教育等の実施と資格取得の促進	<p>労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホールの利便性の向上と受講機会の拡大を図る。</p> <p>また、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイド月 7 日付け基発第 1207 第 4 号）」（以下「ガイドライン」と伐木等の業務従事者安全衛生教育（能力向上教育）を当該対施する。</p> <p>（注）能力向上教育とは、「安全衛生教育に関する指針（平成生教育指針公示第 1 号）の別表 1 4 で定めるチェーンソ業務従事者安全衛生教育をいう。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の高度な専門講習機に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格る。</p> <p>イ 伐木等の業務従事者安全衛生教育（能力向上教育）のウ 支部で実施する技能講習、特別教育等の適正な実施を査・指導を行う。</p>
（２）図書・安全衛生用具等の普及	<p>ア 図書教材等の作成販売</p> <p>（ア）新刊の発行</p> <p> a 改訂「安全な作業の基本」（仮題）</p> <p> b 改訂「林業・木材製造業労働災害防止規程解説－</p> <p>（イ）現行テキストの増刷</p> <p>（ウ）DVD教材の作成販売</p> <p>イ 安全衛生用具等の普及促進</p>
（３）月刊情報誌「林材安全」の編集・発行	<p>ア 労働災害防止意識の高揚を図るため、継続して制作・</p> <p>イ 会員、林材業に係る関係機関等に積極的な新規購読の</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 発行部数 3,000 部／月</p> <p>イ 有料購読部数 2,000 部／月</p>
（４）労働安全・労働衛生標語の募集	<p>林材業の労働災害防止意識を高めるため、平成 3 0 年度の労働衛生標語を、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページとともに、支部を通じた会員への応募の呼びかけと全国林</p>

	支部実施事項
<p>生教育の必要な情報を提 ムページに掲載し、受講者 ドライン（平成 27 年 12 いう。）において示された 象者に対し、5 年ごとに実 元年 5 月 22 日付け安全衛 一を用いて行う伐木等の 関として、労働安全衛生法 取得の周知啓発等に努め 充実 図るため、計画的な内部監</p>	<p>ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。</p> <p>（ア）技能講習 （イ）安全衛生特別教育 （ウ）ガイドラインで示された安全衛生教育に関する指針に基づく能力向上教育の徹底 （エ）林業架線作業主任者免許取得講習 （オ）労働基準局長通達に基づく教育</p> <p>イ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続きの徹底を図り、内部監査体制の整備充実に努める。</p> <p>ウ 林材業の労働災害防止に資する地方公共団体等実施の労働安全衛生対策事業等への実施協力</p> <p>地方公共団体等が実施する林材業の労働安全衛生対策及び普及啓発等に係る事業について、地域の実情に応じ実施協力を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業就業対策等関係教育、振動障害予防対策等関係教育、蜂死傷災害対策等関係教育など
<p>木材製造業関係」</p>	<p>ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員をはじめ林材業に携わる事業主等に積極的な販売の斡旋を行う。</p> <p>イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用的重要性について講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。</p>
<p>発刊する。 勧奨を行う。</p>	<p>ア 支部の安全衛生活動等の情報・資料の提供を行うとともに、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p> <p>イ 会員、関係機関等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。</p>
<p>林材業労働安全標語及び ジ等を通じて広く公募す 材業労働災害防止大会の</p>	<p>標語公募について、会員はもとより広く応募の呼びかけに努める。</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
	<p>場における募集などを行う。</p> <p>【業務目標】 標語応募総数 300点</p>
(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会を開催	<p>時代に即応したテキストを作成し、労働災害の未然防止について検討を行う。</p> <p>ア 改訂「安全な作業の基本」（仮題） イ 改訂「林業・木材製造業労働災害防止規程の解説－木 ウ 改訂「林業架線作業主任者必携」</p>
(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修を開催	<p>林材業における労働安全衛生教育の高度専門講習機関とを確保するための講師養成を行う。</p> <p>【業務目標】 ア 開催月日 平成29年7月6日（木）～7日（金） イ 募集人員 60名程度（開催場所：東京都港区）</p>

支部実施事項	
<p>図る。以下のテキスト等に 材製造業関係」</p>	<p>労働安全衛生教育テキストの内容等に関する情報や外部からの指導等があった場合には、速やかに本部に報告する。</p>
<p>して、一定以上の教育水準</p>	<p>支部講師の積極的な参加について勧奨する。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
（１）「林材業労働災害防止計画（５カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施	<p>国の「１２次防」を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健 取り組むべき方向と対策を示した「災防計画」が最終年度を 災害の目標値の達成を目指す。</p> <p>このため、平成２９年度の取組では、「災防計画」に定め 年間に発生した林業・木材製造業の死傷労働災害の分析結果 る取組を最重点の取組として設け、計画目標の達成を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>平成２９年において、</p> <p>ア 死亡者数が、３６人（林業３１人、木材製造業５人）</p> <p>イ 休業４日以上死傷者数を、平成２４年と比較して</p> <p>【業務目標】</p> <p>安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する 術的な指導・援助事業と支部が連携し、有機的な取組を行 果を上げるために、次の取組を実施する。</p> <p>ア 過去４カ年の林材業死傷労働災害の分析を踏まえた</p> <p>イ 「災防計画」に定めた取り組むべき重点対策の実施</p> <p>ウ 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効 底</p> <p>エ 重篤な労働災害が発生した特定事業場に対する集中</p> <p>オ 目標達成に向けた取組対策及び災防規程の周知徹底</p>

	支部実施事項
<p>康の確保を目指し、協会が迎えることから、死亡労働</p> <p>た重点対策の他に、過去4を踏まえ、より実効性のあ</p> <p>を下回ること。</p> <p>15%以上減少させること。</p> <p>労働災害防止に関する技</p> <p>い、一層の労働災害防止効</p> <p>最重点対策の実施</p> <p>果的な再発防止対策の徹</p> <p>指導</p>	<p>ア 「防災計画」で掲げた目標達成に向けて、会員事業場に対し、業務目標に掲げた取組対策等の徹底を図る。</p> <p>イ 支部長が率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施し、防災計画の目標の達成を図る。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
<p>(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導</p>	<p>近年、木材製造業の業種拡大や技術の高度化等により、現木工機械の一部の規定で、木材製造業全体の作業を網羅している。このため、平成27年度から「林業・木材製造業労働委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、見直しを行った。</p> <p>平成29年度は、委員会から報告された変更案について、通常総代会の承認を得た後に、厚生労働大臣へ認可申請する。規程を会員に通知し、その遵守について指導を行う。</p> <p>ア 会員事業場に対する変更災防規程の周知・徹底</p> <p>(ア) 変更災防規程の冊子等の作成 変更災防規程の周知徹底を図るため、変更災防規程を作成する。</p> <p>(イ) 会員事業場への配付</p> <p>(ウ) 災防規程の遵守指導</p> <p>【業務目標】 会員に対し、集団指導会等を通じて変更災防規程の周知</p>
<p>(3)「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組</p>	<p>労働災害防止の重要性について認識を深め、安全衛生意識の者、事業主団体等の自主的な安全衛生活動の一層の促進を図る「災害防止月間」に設定し、労働災害防止活動を重点的に実施した。</p> <p>平成29年度においては、より実効性のあるものとするため関係行政機関と連携し、林業・木材製造業の事業場に対して「巡回啓発活動」を本部、支部一丸となって取り組むこととする。</p> <p>なお、本月間取組の他、全国安全週間（7月1日～7日）及び月1日～7日）の協賛者として、中央労働災害防止協会が提唱（12月15日～1月15日）と合わせて、労働安全衛生意識を図るため、計画的な取組を実施することとする。</p> <p>【業務目標】</p>

	支部実施事項
<p>行防災規程は製材機械とには不十分な内容となつ働災害防止規程変更検討している。</p> <p>有識者から意見を聴取し、認可後、速やかに変更災防</p> <p>の冊子及びパンフレット</p> <p>徹底を図る。</p>	<p>支部は、会員に対し防災規程を周知し、遵守するように指導する。</p>
<p>高揚を図るとともに、事業ため、7月を「林材業労働てきたところである。</p> <p>め、安全管理士等が支部及「労働災害防止に関する</p> <p>び全国労働衛生週間（10する年末年始無災害運動高揚と労働災害の防止を</p>	<p>「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <p>ア 地方駐在安全管理士と支部が緊密な連携の下、実効性のある「林材業労働災害防止月間」の取組として「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を実施する。</p> <p>イ 支部長は、本月間中に率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施する。</p> <p>ウ 会員に対しては、労働安全及び労働衛生ポスターの掲示、現場安全パトロール実施、安全唱和等取組事項の実施を指導するとともに、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
	<p>ア 「林材業労働災害防止月間」の設定及び災害防止月間とその取組の徹底を図る。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ア) 林材業死傷労働災害の分析結果を踏まえた実効性の</p> <p>(イ) 策定した取組事項について、地方駐在安全管理士がに連携し、会員事業場等に対しその周知徹底を図る。</p> <p>(ウ) 特に、リスクアセスメントの定着のため、「安全管造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的て取り組むこととしているリスクアセスメントフォ間中に支部と連携の上、集中的に取り組む。</p> <p>(エ) 以上の取組の他、次の事項についても併せて取り組</p> <p>a 全国安全週間の周知とその取組</p> <p>b 全国労働衛生週間の周知とその取組</p> <p>c 平成29年度林材業年末年始無災害運動の周知</p> <p>d 林材業STOP!熱中症 クールワークキャン</p>
(4) 労働災害情報の収集分析と提供	<p>労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の労働評価し、その結果をとりまとめ、広く情報提供を行う。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月）</p> <p>イ 死亡災害事例速報（随時）</p> <p>ウ 林材業労災防止協会年報（毎年）</p> <p>エ 協会ホームページへの掲載</p> <p>オ 月刊情報誌「林材安全」への労働災害事例の掲載（随</p>
(5) ホームページの運営	<p>会員をはじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止に事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、関係法令通役割、活動状況及び各種講習会の実施日程の速やかな掲載と</p> <p>【業務目標】</p> <p>アクセス件数 200件/日</p>

支部実施事項	
<p>期間中の取組事項の決定</p> <p>ある取組事項の策定 ブロック内支部長と緊密</p> <p>理士等による林業・木材製 な指導・援助事業」におい ローアップについて、本月</p> <p>むこととする。</p> <p>徹底 ペーン</p>	
<p>働災害の発生動向を分析</p> <p>時)</p>	<p>ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</p> <p>イ 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、林材業に携わる事業者等に情報提供する。</p>
<p>係る情報提供と当協会の 達、災害速報、協会の概要、 内容の充実を図る。</p>	<p>ア 会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。</p> <p>イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
（６）全国林材業労働災害防止大会等の開催	<p>ア 第 54 回全国林材業労働災害防止大会を滋賀県で開催</p> <p>イ 支部又は分会主催による労働災害防止大会等への資料 援を行う。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 開催月日 平成 29 年 10 月 12 日（木）</p> <p>イ 開催場所 びわ湖ホール（滋賀県大津市）</p> <p>ウ 参加者目標 750 名</p>
（７）労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦	<p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」に基 止の推進に貢献した事業場、団体、個人について、全国 の場で会長表彰等の表彰を行う。</p> <p>イ 中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」、厚生 衛生に係る厚生労働大臣表彰」及び「安全優良職長厚生 候補者を選考し、推薦する。</p>

	支部実施事項
<p>する。 提供や周知広報に係る支</p>	<p>ア 会員に対して、全国林材業労働災害防止大会への参加勧奨に努める。 イ 地方労働災害防止大会等の開催 地域の実情及び災害発生状況に応じ、支部又は分会における地方労働災害防止大会及び緊急安全大会等を開催し、労働安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有を図る。</p>
<p>つき林材業の労働災害防 林材業労働災害防止大会 労働大臣が表彰する「安全 労働大臣顕彰」</p>	<p>ア 全国林材業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者の推薦を行う。 イ 「緑十字賞」、「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」及び「安全優良職長厚生労働大臣長顕彰」の候補者の推薦を行う。</p>

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）	
事業名	本部実施事項
(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組	<p>協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律により営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）理運営と事務・事業を進めるとともに、「労働政策審議会安止団体改革検討専門委員会報告書」（平成23年11月21日）に向け継続して取り組む。</p> <p>特に、平成29年度は、改正会計規程が平成29年4月1支部に対して適確な指導を実施し、円滑な運用を図る。</p>
(2) 理事会・総代会等の開催	<p>事業計画、事業予算等の協会運営の審議検討及び執行決定会を開催する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 理事会（定期的開催）</p> <p>イ 第56回通常総代会（平成29年6月1日（木）開催）</p>
(3) 支部長会議等の開催	<p>ア ブロック別支部長会議を開催し、平成30年度の協会等を説明し、本部、支部との共通認識の形成を図る。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、平成29年度事業計形成と円滑な実施を図る。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の概要、役割、を説明し、支部運営の円滑な実施を図る。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア ブロック別支部長会議（平成30年2月～3月開催）</p> <p>イ 全国支部事務局長会議（平成29年6月22日（木）開</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議（平成29年6月22日（木）開</p>
(4) 外部評価のための総合評価委員会の開催	<p>外部有識者からなる総合評価委員会により、平成28年度実施し、社会的ニーズへの的確な対応と効率的かつ効果的な事価を受けるとともに、当該評価結果及び改善意見等を踏まえ、的確に行う。</p> <p>【業務目標】</p> <p>年2回開催</p>

支部実施事項	
<p>設立される民間法人の運に基づく健全で適正な管全衛生分科会労働災害防を踏まえ、業務運営の改善日に施行されることから、</p>	<p>本部と連携して、支部業務全般における業務改善の取組みを進める。特に、改正会計規程の施行に伴い、支部会計業務の適正な運用を進める。</p>
<p>のための理事会及び総代</p>	
<p>事業運営方針と事業計画画等を説明し、共通認識の活動状況及び関係法令等</p> <p>催)</p> <p>催)</p>	
<p>施事業に対する評価を実業・事務の運営について評事業の見直し及び改善を</p>	

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）

事業名	本部実施事項
(5) 情報セキュリティ対策の推進	<p>協会が保有する個人情報等の重要情報漏えい等のリスクセキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」対策を適切に実施する。</p> <p>また、情報セキュリティに関する情報等を職員に随時提供に、教育・研修等により継続的な啓発活動を進める。</p> <ul style="list-style-type: none">・全国支部事務局長会議開催時（6月）における研修等

	支部実施事項
<p>に対応するため、「情報セキュリティ等に基づくセキュリティ</p> <p>し、注意喚起を図るととも</p>	<p>「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」等に基づき、重要情報等の適切な管理を実施する。</p>